

宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博士前期課程における宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学の他の研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）並びに大学院学則第35条の規定に基づく他の大学院における授業科目の履修（以下「他大学院履修」という。）及び大学院学則第36条の規定に基づく入学前の既修得単位（以下「入学前既修得単位」という。）の修了要件単位数への算入等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(履修の対象となる授業科目)

第2条 他研究科履修及び他大学院履修の対象となる授業科目の範囲は、次の各号に掲げる通りとする。

一 大学院学則第34条の規定に基づく、他研究科履修として学生が申請できる授業科目。

研究科	他研究科の学生が申請できる授業科目の範囲
看護学研究科	授業形態が「講義」区分の科目
事業構想学研究科	授業形態が「講義」区分の科目（共通科目を除く）
食産業学研究科	授業形態が「講義」区分の導入科目（食産業学演習を除く）

二 大学院学則第35条の規定に基づき、他大学院履修により申請する授業科目

三 大学院学則第36条の規定に基づき、他大学院履修により入学前に修得した授業科目

(他研究科履修に係る申請・承認等)

第3条 前条第1号に規定する他研究科履修を希望する学生は、あらかじめ当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第1号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 研究科教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第2号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、事務局において当該授業科目の履修登録を行うものとする。

(在学中の他大学院履修の申請・承認等)

第4条 第2条第2号に規定する他大学院履修を希望する学生は、別紙様式第3号により、学長に他大学院履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第4号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

4 学生は、第1項の申請が承認されたときは、他大学院の定めるところにより、当該他大学院における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。

(在学中に他大学院履修で修得した単位の認定等)

第5条 大学院学則第34条及び第35条の規定に基づき在学中に修得した単位（以下「在学中修得単位」という。）について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日まで

に、学長に在学中修得単位の認定申請を行わなければならない。

- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定（修了要件単位算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの。他研究科履修の場合は不要）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
- 3 在学中修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
- 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の在学中修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
- 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学中修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（入学前既修得単位の認定等）

- 第 6 条 大学院学則第 36 条の規定に基づき、入学前既修得単位について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に入学前既修得単位の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
 - 3 入学前既修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
 - 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の入学前既修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
 - 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、入学前既修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（在学期間算入の認定等）

- 第 7 条 大学院学則第 37 条第 2 項の規定に基づき、前条の第 1 項に合わせて、入学前既修得単位の修得に要した期間を本学の在学期間として算入の認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に在学期間の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（在学期間算入及び在学期間算入）申請書に、次の号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 在学期間を証明する証明書等（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 3 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学期間の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(振替できない科目の修了要件単位数への算入等)

第8条 第3条に基づく他研究科履修科目並びに前2条の規定に基づく在学中修得単位又は入学前既修得単位のうち、振替できない科目を修了要件単位数に算入することができる単位数は、次のとおりとする。

区分	看護学研究科	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条 (他研究科履修)	4単位まで	4単位まで	6単位まで
大学院学則第35条 (他大学院履修)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
大学院学則第36条 (入学前既修得単位)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
総計	4単位まで	4単位まで	10単位まで

- 2 修了要件単位数算入の認定を希望する学生は、別紙様式第5号により、学長に修了要件単位数認定申請を行わなければならない。
- 3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、修了要件単位数認定の可否を決定し、別紙様式第6号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(単位認定を受けた授業科目の成績表記)

第9条 第5条並びに第6条及び前条の規定により認定された単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区分	本学の開講科目	本学の開講科目に振替可能な授業科目	本学の開講科目に振替できない授業科目
	大学院学則第34条	大学院学則第35条、第36条	
科目分類区分	他研究科	他大学院	
科目区分	履修した科目の区分	振替した科目の区分	-
科目名称	履修した科目の名称	振替した科目の名称	履修した他大学院の授業科目名称
単位数	履修した科目の単位数	振替した科目の単位数	原則として、履修した他大学院の配当単位数
成績評価の標記	秀・優・良・可	認 定	
科目担当教員名	記 載	空 欄	

(その他)

第10条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は研究科教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

他研究科の授業科目の履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科
学年

学籍番号

氏 名 (印)

大学院学則第34条の規定に基づき、 学研究科で開講されている下記の授業科目を履修
したいので、承認されるよう申請します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印

（他研究科の授業科目を履修する目的・理由）

- 注） 1 原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の
授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
- 2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
- 3 1 及び 2 を確認後、授業科目担当教員の下承（確認印）を得た上で、本申請書を事務局に
提出すること。
- 4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号令
年 月 日

（学 籍 番 号）
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科の授業科目の履修に関する承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。
記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他大学院履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
学籍番号
氏 名 (印)

大学院学則第 35 条の規定に基づき、他大学院で開講されている下記の授業科目を履修したいので、承認されるよう申請します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

（他大学院の授業科目を履修する目的・理由）

- 注） 1 本学における履修科目を優先することとし、時間割上、所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
- 2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
- 3 1 及び 2 を確認後、本申請書を事務局に提出すること。
- 4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号令

年 月 日

（学 籍 番 号）

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他大学院履修の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他研究科履修、他大学院履修で修得した単位及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
学籍番号

氏 名 (印)

他研究科、他大学院の授業科目を履修し、単位を修得した下記授業科目について、宮城大学大学院における授業科目の履修により修得した単位及び在学期間として認定を申請します。

記

(1) 申請科目

入 学 前後別	修得済科目		振替科目			修了要件単位 算入の希望
	科目名	単位数	振替の希望	科目名	単位数	
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無

科目を修得した大学院名

専攻等名

年 月 入学・履修

年 月 卒業・中退・修得

(2) 上記単位（入学前に修得した単位に限る）の修得に要した期間の本学在学期間への算入希望

有 ・ 無

- 注) 1 単位認定数は、大学院学則第36条第2項の規定により、20単位を上限とする。
2 修了要件単位数への算入については、「宮城大学他研究科履修及び他大学履修に関する実施要綱」第7条の規定により一定の制約があるので留意すること。
3 在学期間への算入は、大学院学則37条第2項の規定により、1年を超えない範囲とする。

宮 城 大 第 号
年 月 日

（学 籍 番 号）
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科履修、他大学院履修で修得した単位の認定等について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり認定します。

記

（１） 認定科目

修得済み授業科目		認定 審査 結果	振替科目			修了要件単位	
科目名	単位数		振替 可否	科目名	単位数	算入 可否	区 分
							科目
							科目
							科目

（２） 在学期間

宮城大学大学院〇〇研究科に 〇〇カ月、〇年 在学したものと認定。